

### 第三者評価結果

事業所名：川崎市高石保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針、川崎市子ども・若者の未来応援プラン、川崎市公立保育園保育指針にもとづき作成しています。全体的な計画は「小学校との連携」「長時間保育」「保護者に対する子育て支援」「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」等の記載欄があり、子どもの発達過程、家庭環境、地域の実情を考慮したものとなっています。年度末に、子どもの発達や状況を把握しながら、職員間で振り返りと見直しをして次年度分を策定しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>室内ではエアコン、扇風機、加湿器、空気清浄機、保温カーペットを利用しています。換気に気を配り、陽光が眩しい場合はカーテンを利用して調節をしています。楽器、音楽CDの音量、保育者の声の大きさも環境の一部と捉えて配慮しています。園内外の設備、用具は日常的な清掃と安全点検をしており、園庭の砂場は掘り起こしと定期的に補充をしています。寝具は、清潔を保てる素材のものを園で準備しています。おもちゃ類、備品の消毒、衛生管理をし、おもちゃ、道具類は安全性にも配慮しています。クラスの状況を考慮し、活動、食事、休息の場所を区切ったり、設定を臨機応変に替える等しています。手洗い場、トイレは、子どもが使いやすいように、足台等を利用し、安全に使用できるようにしています。建物の構造上、制限がある面もありますが、子どもがくつろいだり落ち着いて過ごせるように、動線を考慮したり、環境設定を工夫したりしています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園前に保護者から提出してもらう書類や入園前個人面談から、家庭環境や子ども一人ひとりの特徴等を把握しています。入園後は慣れ保育期間の状況、生活記録連絡票、保護者との会話、園での子どもの生活の流れから、生活パターン等を把握しています。0~2歳児クラスは個別指導計画を作成しています。幼児も個人差等を考慮し、その子に応じた対応をしています。各クラスは複数担任とし、子どもの気持ちに添った対応ができるようにしています。職員間で、日ごろから子どもの状況を情報共有し、それぞれの子どもに応じた対応を話し合っています。時間に余裕を持った保育を心がけ、子どもが安心して気持ちを表現できるような関係づくりに努めています。自分を表現する力が十分でない子どもには、表情や仕草から気持ちを汲み取り、その気持ちに添った対応をしています。子どもにはゆっくりと分かりやすい言葉で話したり、シール、イラスト、写真、ホワイトボード、カード等を利用し視覚でもとらえやすいように活動の目安等を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの年齢、発達状況に合わせ、保護者と連携を取りながら基本的な生活習慣が身につくようにしています。着替え、靴着脱、手洗い、食事、片付け等は時間がかかっても、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重しています。職員は子どもが自分で出来たことに喜びと自信が持てるような関わりを意識して、うまく出来ない時や、甘えたい時も全てやってあげるのではなく、その子に応じた対応をするように努めています。個々の心身の状況に応じ、休息や午睡時間を調整しています。低年齢クラスでは、その子どものペースにより朝寝、午前寝する場合があります。午睡時眠くない子は、横になり体を休めて、静かに過ごすように伝えています。年長児は、クラスの様子を見ながら就学に備えて、午睡時間を減らしていき、リズムを整えるようにしています。子ども向けに看護師、栄養士、保育士連携の「健康集会」を定期的に開催しています。健康、病気予防、食生活、生活習慣等について、子どもが興味を持てるように話をしています。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが主体的に遊んだり、活動できるように、保育室、共有部分、園庭、2階テラスの環境を整備しています。年齢、発達に応じた玩具、絵本類、素材、教材を準備し、取り出しやすいように配置しています。机、低い仕切り、折り畳みパーテーション、敷物等で遊びのコーナーを作ったり、活動の場を分ける等しています。園庭の奥は、斜面で、樹木や湧き水もあり、四季を感じながら自然と触れ合える場が身近にあります。食育活動では、園庭で野菜や稲を栽培し、稲を収穫して脱穀し精米しておにぎりを作る体験をしています。近隣の高齢者施設の利用者と定期的に交流を続けています。園に来訪してくれた折には絵本を読んでもらったり、手遊びを一緒にしてもらっています。毎月、異年齢交流の「なかよしデイ」があり、季節の行事を楽しんだり、一緒にリズム運動をしたり、縦割りグループで活動しています。SDGsの取組も行い、紙や給食の残食、リサイクルマークについて考えています。</p>	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児が長時間安心して、ゆったり過ごせるように、一人ひとりの生活リズムの連続性に配慮しています。慣れ保育は、家庭と連携し無理が無いように進めています。園では生後4ヶ月から受け入れが可能で、該当児がいる場合は、専用の保育室(4ヶ月室)を用意しています。愛着形成が重要な時期であり、クラス担任のほかに、関わる職員はなるべく同じ職員とし、長時間安心して過ごせるようにしています。低い柵、手すり等を利用して場面や活動に応じ、場所を区切っています。月齢の差や、年度途中で入園した場合は、それぞれ、グループを分けて活動したり生活する等工夫しています。廊下で、ハイハイやボール遊び等、身体を使う遊びをしたり、2階のテラスを有効に利用しています。手触りの良いもの、音を楽しむもの、手作りおもちゃ等、安全性を重視し、子どもの発達や興味に応じた玩具を用意しています。保護者とは個別生活記録連絡票で、子どもの様子、健康状態を確認し合っています。</p>	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 月齢等を考慮し、1歳クラス、1・2歳クラス、2歳クラスにクラス分けしています。各クラスは2人担任で、子ども一人ひとりと丁寧に対応しています。職員はそれぞれの子どもの気持ちを受け止め、無理にやめさせたり制限したりせず、子どもの話を良く聞き、状況を把握し、自我の育ちを受け止めて対応しています。マーク、シール、イラスト等を活用して、場所や位置、時間の目安等を把握できるようにしています。友だちとは言葉でのやり取りがまだ十分ではなく、職員が気持ちを代弁したり、仲立ちとなり、さりげなくお互いの気持ちや状態を伝える等して、子ども同士が関わりを持ちながら活動できるようにしています。戸外活動で草花、昆虫に触れたり、栽培活動で四季を感じられるように取り組んでいます。合同の時間帯、園行事、園庭遊び等で異年齢での関わりがあります。看護師、栄養士、用務員、実習生、学生ボランティア等、保育士以外との関わりを持つ機会もあります。</p>	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児の保育では、自分の興味を持った遊びや活動に積極的に取り組めるよう、友だち同士の関係作りに配慮しています。乳児と幼児の過渡期でもあることも考慮しています。4歳児の保育は、自信を持って意欲的に過ごし、友だちと一緒に活動を楽しめるように集団遊びを多く取り入れるなど、他者のことに目を向けられるような働きかけをしています。5歳児の保育は、遊びや生活を通し、協力して目標に向かうこと、苦手なことでも挑戦できるようにしたり、自分の言葉で感想や意見を述べたりする機会を作っています。話し合っ物ごとや運動会、発表会の出し物を決めたり、企画、準備等も行っています。協力し、不得手な面はお互いにカバーし合うなどができるようになっていきます。子どもが取り組んできた活動等は園行事、保育参加で保護者に見てもらったり、園内に子どもの制作物、取組の様子の写真・コメント等を掲示しています。お便り、懇談会でも伝えています。</p>	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 玄関は、段差解消のためスロープがあり、障害の特性に応じた対応をしていますが、多機能トイレやエレベーターの設置はありません。障害のある子どもや特別な配慮が必要な場合は個別支援計画を作成しています。できるだけクラスの友だちと一緒に生活するようにし、お互いが成長できるように配慮しています。子ども向けの「人権集会」で色々な人がいることを伝えています。各会議で情報共有するほか、ケース会議を行い、具体的な支援方法や配慮事項等の確認をしています。園には、発達相談支援コーディネーター受講済み職員が8名おり、保護者の相談に応じたり、子どもの対応の検討等を行っています。保護者の意向や気持ちを尊重し、療育センター等外部機関と連携する体制です。園の発達相談支援コーディネーターの説明文、医療ケア児受入れについての説明文を保育説明資料に記載しています。全体的な計画に「インクルーシブ保育」を記載しています。</p>	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画に「長時間保育」欄があり、配慮事項を明記しています。登園から降園まで、連続性に配慮し、無理がないように日課を作成しています。その日の状況、天候等により日課、週案を変更したり、環境設定を変えています。保育室内に区切られたスペースや、敷物、パーテーションを利用したコーナー等を設置し、ゆったりと過ごせる環境を確保しています。共有部分にベンチや絵本コーナーも設けています。落ち着いて過ごせるよう、場面に応じ工夫をしていますが、常時ゆっくり落ち着いて過ごせる環境整備のさらなる検討が期待されます。朝、夕の合同時間帯は、低年齢児は同じクラスで過ごすようにしています。異年齢合同で過ごす際は、スキンシップを良くとったり、安全にゆったり過ごすようにしています。保育時間の長い子どもに配慮し、給食・おやつ・夕方補食を提供しています。職員間の引き継ぎは、引き継ぎ簿、ミーティングノートを利用し、口頭でも行っています。保護者とは生活記録連絡票、送迎時会話、懇談会、面談等で連携を取っています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画および5歳児年間指導計画に「小学校との連携」「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」を記載し、就学に向けた取組をしています。年度初めの保育説明会で、保育目標についての説明資料に「幼児期のおわりまでの育ってほしい10の姿」を記載し、年度初めの5歳児クラス懇談会で具体的に説明しています。おたよりや個人面談でも、就学に向けた話を伝えています。全クラスで子どもの姿を「エピソード記録」として用紙に記載し、「10の姿のうち、どれに該当するか」の検証をしています。子どもには、給食の配膳、決まった時間内に食べる、自分の言葉で伝える、自席に座っての活動、就学に合わせた生活リズム等を伝えています。コロナ禍で休止中だった小学校との交流や年長児交流会が再開され始めています。保育所保育要録は、担任が中心となって作成し、その子に関わった全ての職員が目を通して見ます。就学予定校へ担任が持参しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園には看護師が配属されており、年間の健康計画を作成しています。健康管理に関するマニュアルに応じた健康管理を行っています。健康状態は毎朝の保護者からの聞き取り、生活記録連絡票、職員の観察、看護師の視診で確認しています。子どもの体調やけがなどについては、引き継ぎ簿、保健日誌、ミーティングノートで確認しています。既往症、予防接種状況は入園前に保護者から書類を提出してもらい、入園後は保護者から「予防接種連絡カード」を提出してもらって追記しています。子どもの健康に関する情報は個別の児童票ファイル、全園児の予防接種一覧表、園児情報一覧表を整備しています。子どもの健康に関する園の方針は、入園のしおり、重要事項説明書、保育説明資料に記載しており、各お便り、懇談会、掲示等で伝えています。乳幼児突然死症候群予防策として各クラスの担任が睡眠チェック表でチェックしていますが、さらに看護師が見回り、睡眠中の注意事項や、うつせ寝にしないよう指導しています。保護者にも入園時面談や懇談会で、注意喚起をしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 内科健診は0、1歳児は2ヶ月に1回、2歳～5歳児は年2回、歯科健診は年2回実施しています。結果は「すこやか手帳」「歯科健診結果のお知らせ」で保護者に伝えています。毎月の体重、身長測定結果もすこやか手帳に記入しています。健診結果に応じて医療機関の受診を勧めたり、感染症予防対策の徹底、手洗い、うがい等保育に反映させています。看護師、栄養士、保育士が連携して子ども向けの健康集会の取組があります。季節に応じて、虫歯予防、歯に良い食べ物、夏の健康、水分補給、かぜ予防、うがい、手洗い、咳エチケット等のテーマで、子どもが健康について関心を持てるようにし、保護者にも内容を伝えています。コロナ禍以降、食後の歯磨きは休止していますが、うがいをし口の中をきれいにするように伝えています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患については、かかりつけ医の判断にもとづいて対応しています。慢性疾患等のある場合は、個別の対応です。食物以外のアレルギーは現在該当者がありませんが、移動動物園開催時には、動物に触ったら手洗いと着替えをするようにしています。食物アレルギー対応に関するマニュアルがあり、マニュアルにもとづいての除去食を提供しています。誤食防止のため、除去食がある日は朝、職員間で確認し、提供時や配膳時のダブルチェック、色違いのトレイ、ラップをかける、専用の布巾、専用の机を使用し、席の固定化等を徹底しています。アレルギー疾患等の研修に職員が参加しています。毎年看護師が誤食時の対応を内部研修として実施しています。食物アレルギーがある場合、保護者の了解を得て、低年齢でも本人とクラスに向けて説明をしています。保護者には、お菓子類、食品類を保育園に持ち込まないように依頼しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<コメント>	
<p>入園のしおり、保育説明資料、全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画に食育の取組について具体的に記載しています。園の畑での栽培や収穫の体験を継続しています。食事は各クラス毎に摂っています。クラスにより場所を設定したり、テーブルを配置し、友だちや職員と一緒に食事をするなどしています。子どもが少食だったり、苦手なものがあっても、「味見だけしてみる？」という声かけや、職員が食べてもらえない野菜の気持ちになって泣くパフォーマンス等をするなど、無理に食べさせることはせず、子どもが少しだけでも食べてみようと思えるような関わりをしています。一人ひとりの個人差を考慮し、盛り付け量から減らしたり、自分で申告することもあります。食器は陶器を使用し、年齢に応じた大きさ、深さの違うものを使用しています。ガラス越しに調理室の中の様子を見ることができます。その日の給食メニューは園内にサンプルを展示し、その月の人気メニューのレシピを置いて、保護者に紹介しています。</p>	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<コメント>	
<p>子どもの発達状況に応じた、献立、調理方法を工夫しています。献立は月ごとの2週間サイクルメニューとしています。栄養士が喫食の様子を見回り、残食などを喫食状況報告書に記録しています。月1回の給食会議で、クラスの様子や献立、調理法、食育等について話し合い、翌月以降に反映させています。献立は行事食や、季節に因んだ盛り付けの工夫をしたり、世界の料理を取り入れています。郷土料理も多く取り入れており、魚のザンギ（北海道）、吉野汁（奈良県）、あんかけスパゲティ（愛知県）、チキンチキンごぼう（山口県）等を提供しています。毎月の給食だよりで、献立紹介や、旬の食材、行事の由来、子どものエピソード等を伝えています。食材は、提携・契約している近隣の商店、業者から仕入れており、国産のもの、安全なものであることを重視しています。衛生管理に関するマニュアルにもとづき、調理室の衛生管理と食材管理を行っています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	b
<コメント>	
<p>朝夕の送迎時には、口頭による保護者とのコミュニケーションを大切にしていますが、連絡帳による連携も行っています。乳児クラスは、「個人生活記録連絡票」に毎日の健康状態や喫食状況、日中の子どもの様子を記載し、保護者は家庭での様子を記載しています。幼児クラスに連絡帳はなく、「保育記録」として日中の活動プログラムと子どもたちの様子を各クラス前に掲示しています。また、それぞれのクラス前に保護者との「連絡ポケット」が設けられており、日々の健康チェックノートや個人的なお知らせに利用しています。園だより、クラスだより、ほけんだより、給食だよりを毎月配信し、懇談会や保育参加、行事などでは、保育の取組や活動の様子を伝えています。一人ひとりの発達過程で「出来たこと、頑張っていること」などを保護者に伝え、子どもの成長と保護者の子育てを支援し、保護者との信頼関係に努めています。家庭からの相談や状況などを記録しています。引き続き、家庭との連携を密にし、保護者との信頼関係を深めていきたいとしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>送迎時には、家庭での子どもの様子や日中の子どもの様子について、子どもの24時間の生活環境を把握し、一人ひとりの成長を保護者と共に育む保育支援を行っています。年度毎に配布する「保育説明資料」に保護者の年間のスケジュールも含み、保育説明会、懇談会、保育参観、行事や個人面談の予定を記載しています。定期的に行う個人面談は、保護者の都合に合わせ、負担のないように配慮しています。保護者の気になることについて、いつでも相談に応じています。内容は記録し、必要に応じて職員会議で共有し、今後の支援に反映しています。また、相談内容により、担当保育士だけでなく、園長、園長補佐、看護師、栄養士や園の発達相談支援コーディネーター受講者による支援体制を築いています。その他、必要に応じて外部の専門家による支援体制もあります。園は、保護者が安心して子育てができるように園としてできる限りの支援をしていきたいとしています。</p>	

【A19】 A-2-(2)-②  
家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

<コメント>

「児童虐待防止マニュアル」「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を整備しています。子どもの全体的な視診・着替え時の身体確認により、軽微な傷や不自然な傷、子どもの様子などで気になる場合は必ず保護者に確認をし、子どもからのSOSを見逃さない徹底した観察対応を行っています。虐待の兆候がある場合は、園長はじめ全職員で共有し、川崎市児童家庭課、児童相談所など関係機関と速やかに連携を図り、対応の協議を行います。また、要保護児童には、保護者の精神面、生活面の援助として土曜保育・延長保育など川崎市の一時保育制度を利用し、保護者のストレス軽減に努めています。年間のプロジェクト計画に「人権マニュアル」の作成を採り上げ、月ごとの行動計画を明記しています。園では、重要研修項目に「人権」を採り上げ、子どもの「人権集会」を開き、まず、自分を知ることから「じぶんのからだ」「たったひとりのだいじな自分」についてわかりやすく伝えていきます。また、民間保育園の支援として公開保育や出張講座を行い「人権」について保育者としての理解を深めています。職員は、人権に関連する研修受講や自身の保育実践の評価・分析をするチェックリストを定期的の実施し、各自が確認をしています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

【A20】 A-3-(1)-①  
保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

b

<コメント>

週案、月案、4期ごとの年間指導計画には、保育のねらいと内容、子どもの姿・発達、家庭支援、環境構成、保育者の配慮など、期ごとの自身の評価・反省を明確にし、職員会議で各保育実践の確認・見直し、改善策について意見交換を行っています。毎年実施する職員の自己評価や人事評価シートなどにより、一人ひとりの保育能力を把握し、計画的に職員全体の資質と専門性の向上に努めています。職員の自己評価、保護者の思い、監査や第三者評価などによる評価結果全体を分析し、園自体の自己評価に繋げています。今後は、さらに園の自己評価の結果から課題を抽出し、次年度の事業計画に反映されることを期待します。